

平成30年度 入札監視委員会議事概要

九州防衛局

開催日及び場所	平成30年6月11日(月)	九州防衛局 第1会議室
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授) 諏佐 マリ (大学准教授) 増永 弘 (弁護士)	松藤 泰典 (大学名誉教授) 清水 秀幸 (公認会計士)

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
審議対象件数	1,159 件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	4 件	(審議概要) 1 発注実績について 2 抽出事案について
一般競争	4 件	
指名競争	0 件	
随意契約	0 件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【発注実績について】 特になし</p> <p>【抽出事案について】 1 [砲撃音自動測定装置購入及び設置業務] (一般競争) (1者応札) ・1者応札の要因について、説明されたい。</p>	<p>・仕様書を性能表記に改め、入札公告は九州局ホームページ、合同庁舎掲示板及び官報に掲載したが、結果として1者応札になったものであり、明確な要因は不明である。</p>

	<p>・何者から見積もりを取ったのか。また、何者に求めたか。</p> <p>・見積もり徴取者数を増加させる可能性はどうか。</p> <p>・参加資格の地域要件を「九州沖縄地区の参加資格を有する」とする理由が明確ではないと思うが、どうか。</p> <p>・1者応札を回避するため仕様書を性能表記としたように、さらにこの地域要件についても検討し、良い方向へ進められたい。</p> <p>2、3〔自衛隊施設内売店等の使用料に係る意見書作成業務〕及び〔売店等使用料に係る意見書作成業務〕</p> <p>(一般競争) (1者応札)</p> <p>・業務内容、1者応札となった要因について、説明されたい。</p>	<p>・2者から受領した。市販品のため取り扱いのあるなしは各業者によってあり、当てもなしに見積もり依頼をしても返事が来ないため、過去の実績等を考慮して依頼し、今回対応いただいたのが2者であった。具体的には2者以外の当てがなかった。</p> <p>・入札の地域の条件を九州エリアとしたが、緩和する余地はあるので、今後の検討課題だと考える。</p> <p>・この要件が必要かと言われると、本件に関しては外しても特段問題ないと思う。</p> <p>・自衛隊の施設内にある売店等の使用を部外者に許可するにあたり、近隣地域に所在する類似施設の事例を調査し、使用料を算定している。自衛隊の中の閉ざされた施設の使用料であるため、近隣の類似した施設の事例だけでは開きが出る可能性があり、適正な使用料算出のために不動産鑑定士に意見を求めているものである。1者応札の要因としては、入札公告を合同庁舎の掲示板及び九州局ホームページなどに掲載したが、結果的に応札者が1者であった。また、熊本支局においても、業務内容は九州局と同じであり、入札公告を熊本支局、宮崎事務所及び鹿児島事務所の掲示板並びに九州局ホームページに掲載したが、結果として1者応札となったものである。なお、落札業者にヒアリングを実施したところ、金額が少額で意見書作成に手間が係るため、他者が応札を渋ったのではないかということであった。</p>
--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・これは、定期的にやるものなのか。 ・予定価格はどのようにして作成しているのか。どのようなプロセスで予定価格が契約金額と同じになるのか。 ・応札者が金額も件数も分かっているなら競争入札になじまないのではないか。民間に施設を貸すのだから使用料を取る必要がある。使用料を決めるためには意見書を取る必要があり、鑑定料は示されたものがある。価格競争とすべきものなのか。少額随契で説明が付くものではないか。 <p>4 [平成29年度在日米軍施設周辺地域における日米交流事業業務]</p> <p>(一般競争) (複数者応札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容について、説明されたい。 <p>・事故発生時の対応は考慮されているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1年に1回、毎年使用許可を出すものである。 ・九州局及び熊本支局とも同じであるが、国交省が主催する用地対策連絡委員会において意見書の価格として示された1件当たりの金額を準用している。不動産鑑定士側もその金額を知っていると思われる。なお、件数については官側が示している。 ・今後、検討したい。 <p>・在日米軍施設の安定的使用を維持するため、在日米軍に対する周辺住民の理解を得ることが極めて重要になっており、九州防衛局では平成21年度から米海軍佐世保基地の周辺自治体の住民と同基地の米軍の家族とでスポーツや文化的イベントなどを通し相互理解を深め、信頼関係を醸成するための事業を実施している。この事業は、九州防衛局だけではなく、日本全国の在日米軍周辺自治体所在の防衛局で実施している。当局では平成29年度は平成30年1月20日に米海軍佐世保基地と佐世保市及び西海市の子供達によるドッチビー及び日本文化体験として独楽の絵付け等のイベントを実施した。本契約はこのイベントの運営等を外部に委託したものである。</p> <p>・イベント保険に加入している。内容は、死亡後遺障害の場合には1000万円以上などである。</p>
--	---	--

	<p>・保険に入ってるから良いという訳ではなく、被害者との交渉については、全面的に受託業者の方が責任を持ち費用を負担するという条項が入るのが通常であり、委託契約の際に損害が起きたらどうするのかということをもっと考えた方がよい。この金額では到底賄いきれない。本省と協議をしておいた方がよいのではないか。</p> <p>・こういうイベント事は公募プロポーザル方式で、全部責任もってイベント業者にやってもらってはどうか。実際、他の省庁でも住民を巻き込んで色々なイベントをやっているが、半年位前からイベント業者に企画構想を任せてもらっている。かなりの部分を任せることによって責任が明確になると同時にコストパフォーマンスも上がるのではないかと参考にしたらどうか。</p>	<p>・次回以降の事業において考慮し、検討したいと思う。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	
<p>2. 談合疑義案件の処理状況について</p>		
<p>談合情報件数</p>	<p>0 件</p>	<p>(審議概要)</p>
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>意見・質問</p> <p>なし</p>	<p>回 答</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	